

**桑名市多度力尾北部工業団地開発 簡易的環境影響評価書に対する  
桑名市長意見**

1. 県道四日市多度線については直近の交差点より北側及び準対象事業実施区域より南側は通行させないとともに、市道坂井多度線については御衣野西交差点より南側を通行させないこと。供用開始後については、関係車両は主に交通計画に示した道路以外を走行しないように努めること。
2. 交通量の分散を図り、騒音の発生を軽減させるよう環境保全措置を徹底すること。
3. 土砂流出防止柵等の設置をし、環境保全措置を徹底すること。
4. 当該地域は、嘉例川褶曲と呼ばれる特異な地形・地質を有し、市指定天然記念物の「力尾地区嘉例川火山灰層」の延長となる地層が検出されるエリアにあたるため、工事により地層が露出することが想定されるので、地層の記録保存をすること。
5. 令和6年6月19日現在、当該地域におけるヒメタイコウチの生息確認調査の結果報告を受けていない。生息個体数によって適切なビオトープの規模も変化するため、事業を進めるにあたっては、調査とその結果報告をすること。